

は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定により当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、延納の許可、却下、取下げ又は取消しに係る利子税の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

（物納等に係る利子税）

第五十三条 第四十二条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同

じ。）の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。次項において同じ。）の翌日から第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付があつたものとされた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する納期限又は納付すべき日の翌日（第四十二条第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書（第四十五条第二項において準用する第四十二条第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出があつた場合には、当該物納手続関係書類提出期限延長届出書。以下この項において「最終物納手続関係書類提出期限延長届出書」という。）の提出があつた場合には、当該最終物納手続関係書類提出期限延長届出書に係る物納手続関係書類の提出期限の翌日）から第四十三条第

二項の規定により納付があつたものとされた日までの期間（物納手続関係書類の訂正又は提出を行う期間その他の期間として政令で定める期間を除く。）に対応する部分の利子税は、納付することを要しない。

3 第四十六条第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、その物納の撤回に係る相続税額の納付に併せて、次の各号に掲げる相続税額の区分に応じ、当該各号に定める期間につき、次項で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相続税額 当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間

二 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額 イ及びロに掲げる期間

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日の翌日から当該延納の許可を受けた相続税

額の延納期限（当該期限前に当該相続税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日）までの

期間

4 前項に規定する金額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二 前項第二号に定める期間 イ又はロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ 前項第二号ロに掲げる期間 前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条

第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。」とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5 第三項の場合において、第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつたときは、同日の翌日からその物納の撤回の承認があつた日までの期間に対応する部分の利子税は、納付することを要しないものとし、当該承認に係る不動産につき当該期間内に国が取得すべき賃貸料その他の使用料は、返還することを要しないものとする。

6 相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合

には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7 第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しのあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの

割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しのあつた日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合には、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、物納の許可、却下、取下げ、撤回又は取消しに係る利子税の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第五十四条 削除

第六十条第一項中「含む。」の下に「次条及び」を加える。

第六十条の二中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

第六十四条の見出しを「（同族会社等の行為又は計算の否認等）」に改め、同条第一項中「同族会社」を「同族会社等」に改め、同条第三項中「移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行

い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）を「合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人」に、「当該移転法人若しくは当該取得法人」を「当該一方の法人若しくは他方の法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の「同族会社」を「前二項の「同族会社等」に改め、「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「をいう」を「又は所得税法第一百五十七条第一項第二号に掲げる法人をいう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三百二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）若しくは所得税法第一百五十七条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつた場合における当該同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定に

ついて準用する。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「(相続放棄の取消し等)」を「(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)」に改める。

第三十二条の見出しを「(同族会社等の行為又は計算の否認等)」に改め、同条第一項中「税務署長は、」の下に「同族会社等」を加え、「(以下この条において「同族会社」という)を「又は所得税法第百五十七条第一項第二号(同族会社等の行為又は計算の否認等)に掲げる法人をいう。以下この条において同じ)」に、「当該同族会社」を「当該同族会社等」に、「同法」を「法人税法」に、「この項及び第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「同族会社」を「同族会社等」に改め、同条第三項中「移転法人(合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立(以下この項において「合併等」という。))によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。)」又は取得法人(合併等により資産の移転を受け、又はこ

れと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。」を「合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人」に、「当該移転法人若しくは当該取得法人又は当該移転法人若しくは当該取得法人」を「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法第百三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）、所得税法第百五十七条第一項若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は第一項の規定の適用があつた場合における当該同族会社等又は当該同族会社等の株主等若しくは当該株主等と同項に規定する特殊の関係のある者の地価税に係る更正又は決定について準用する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条中「申告書の公示の手続」を削る。

第三十六条第一項中「含む。」の下に「次条及び」を加える。

第三十七条中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十三条」を「第三十五条」に改める。

第五条第十三号中「別表第一第二十四号から第五十四号まで」を「別表第一第三十三号から第百五十八号まで」に改める。

第十条第一項及び第二項中「別表第一の第一号」を「別表第一第一号」に改める。

第十六条第二号中「別表第一第十六号」を「別表第一第二十号」に、『同表第一第十七号の二』を「同表第二十二号」に改める。

第十七条第一項中「別表第一第一号(九イ)」を「別表第一第一号(五イ)」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号」を「第三十一号」に改める。

第二十五条、第二十八条第一項及び第二十九条第二項中「第三十三条第四項」を「第三十五条第四項」

に改める。

第三十一条第一項第三号中「（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第二十六条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）」を削る。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

（学校法人が取得する特定保育所の用に供する土地及び建物に係る登記の特例）

第三十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律

第 号）第三条第二項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）の認定を受けた私立学校法

（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人が特定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項に規定する幼保連携施設（同項の認定に係るものに限る。）を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項（児童福祉施設）に規定する保育所をいう。）の用に供する土地又は建物を取得した場合における別表第三の一の項の規定の適用については、同項の第三欄の第一号中「校舎、」とあるのは、「校舎（第三

十三条に規定する特定保育所の用に供する建物を含む。）、」とする。

（変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い）

第三十四条 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百八十条第二項（変更等の届出等）の規定による登録のうち別表第一第三十七号の規定により同法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録とみなされるものに係る同法第二百八十条第一項第一号の規定による届出については、これを当該登録に係る申請とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

証明の事項	課税標準	
	税	率
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能		
一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。）		
（注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法		

律第二十二号) 第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。

(一) 所有権の保存の登記	不動産の価額	千分の四
(二) 所有権の移転の登記		
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ロ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ハ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の二十
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記		
イ 設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の十
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の十
(四) 地役権の設定の登記	承役地の不動	一個につき千五百円

(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四
(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有	千分の二

(八) 抵当権の順位の変更の登記	者の数で極度	一件につき千円
(九) 貸借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	金額を除して	一件につき千円
(十) 信託の登記	計算した金額	
イ 所有権の信託の登記	抵当権の件数	一件につき千円
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	貸借権及び抵当権の件数	一件につき千円
(七) 相続財産の分離の登記	不動産の価額	千分の四
イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の二
ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の二
(六) 仮登記	不動産の価額	千分の二

イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
(1) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の十
ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記		

(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
二 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記		
(1) 所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2) 所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定	不動産の価額	千分の一

の請求権の保全のための仮登記

ホ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全の

ための仮登記

(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全の

ための仮登記

(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求

権の保全のための仮登記

ヘ その他の仮登記

(三) 所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に

掲げるもの

イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記

事項の変更の登記

不動産の価額	不動産の価額	不動産の個数	分筆又は分割 若しくは区分 後の不動産の
千分の二	千分の一	一個につき千円	一個につき千円

ロ 土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記	個数	一個につき千円
(四) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち、(一)から(三)までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）	個数	一個につき千円
(五) 登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）	不動産の個数	一個につき千円
（同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円）		